



自動車リサイクルシステム

フロン類 適正処理情報

2025年

もくじ

	ページ
1 章 必ずお読みください	1-1
フロン類回収業者の役割	1-2
使用済自動車の引取りと引取報告の実施	1-2
基準に従ったフロン類の回収	1-2
フロン類の引渡しと引渡報告の実施	1-2
使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施	1-2
フロン類年次報告の実施	1-2
作業時に注意すること	1-3
ボンベ・回収機の取扱い	1-3
回収作業時	1-4
ボンベ専用ケースの取扱い	1-5
ボンベの引渡し・運搬時	1-6
2 章 回収作業に必要な基礎知識	2-1
はじめに	2-2
対象となるフロン類	2-2
回収基準	2-3
対象ボンベのタイプ	2-3
回収量	2-4
過充てん	2-7
移充てん	2-9
ボンベの管理方法	2-9
回収機の管理方法	2-10
検査期限	2-11
運搬基準	2-13
フロン類の引渡しのための容器	2-13
フロン類の引渡し	2-14
指定引取場所	2-16
引取基準	2-17
3 章 回収作業の手順	3-1
作業の流れ	3-2
フロン類回収の手順	3-3
引渡の手順	3-9

4 章 料金の支払い	4-1
フロン類の回収・運搬料金の支払い	4-2
フロン類の回収・運搬料金	4-2
フロン類の回収・運搬料金の支払い	4-3
5 章 その他の手続き	5-1
フロン類の再利用	5-2
フロン類の再利用連絡	5-2
フロン類の再利用連絡の手順	5-2
フロン類の年次報告	5-3
フロン類の年次報告について	5-3
フロン類の年次報告の手順	5-5
事業者登録情報の変更・削除	5-6
フロン類回収工程の事業者の場合の基本フロー	5-6
ボンベ専用ケース	5-8
ボンベでフロン類を引渡す事業者	5-8
自動車フロン類引渡状	5-9
自動車フロン類引渡状について	5-9
自動車フロン類引渡状入れ	5-9
6 章 よくあるお問合せ	6-1
電子マニフェストシステム	6-2
ボンベについて	6-3
集荷・返却	6-4
廃業について	6-5
7 章 各種用紙・参考冊子	7-1
漏れ防止キャップ 発注について	7-2
ボンベ専用ケース 発注について	7-3
ボンベ管理表	7-4
[参考 1.]ボンベの刻印の確認方法	7-5
[参考 2.]過去に発刊したフロン類に関する冊子（自動車リサイクルシステム関連）	7-5
フロンガス回収管理表	7-6

1章 必ずお読みください

ページ

1 フロン類回収業者の役割	1-2
1 使用済自動車の引取りと引取報告の実施	1-2
2 基準に従ったフロン類の回収	1-2
3 フロン類の引渡しと引渡報告の実施	1-2
4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施	1-2
5 フロン類年次報告の実施	1-2
2 作業時に注意すること	1-3
1 ボンベ・回収機の取扱い	1-3
2 回収作業時	1-4
3 ボンベ専用ケースの取扱い	1-5
4 ボンベの引渡し・運搬時	1-6

本書では以下のように注意を区分しています。

注意の区分	危害や損害の程度
 警告	「重度の心身障害または物的損害が発生する可能性がある注意」を示しています。
 注意	「軽度の人身障害または物的損害が発生する可能性がある注意」を示しています。
 ポイント	「機器の故障や作業効率低下を防止するために気をつけていただきたいこと、仕様や性能に関してお知らせしたいこと」を示しています。

※本書では自動車再資源化協力機構を「自再協」と略記させていただいています。

1 フロン類回収業者の役割

フロン類回収業者には、5つの役割があります。

ポイント

以下の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、フロン類回収業の登録を取り消される場合があります。

1 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- 引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、他のゴミの混入等の正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- 使用済自動車を引き取ったときは、車台番号を確認して、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

2 基準に従ったフロン類の回収

- フロン類を回収するときは、回収基準（2-3 ページ）に従う必要があります。
- フロン類を回収したときは、その都度電子マニフェストシステムの画面上で車台ごとに自動車メーカー等に引き渡すものか再利用するものかを選択して入力してください^{*1}。

3 フロン類の引渡しと引渡報告の実施

- 回収したフロン類は、再利用する場合を除き、自動車メーカー等が定める「引取基準（性状・荷姿・引渡方法）」（2-17 ページ）に従って、自動車メーカー等が指定する指定引取場所に引き渡す必要があります^{*2}。
- ボンベの運搬についてはフロン類運搬基準（2-13 ページ）に従うことが必要ですが、フロン類回収業者の業務負荷を軽減するため、指定着払い方式（2-14 ページ）を用意しておりますのでご利用ください。
- ボンベを自動車メーカー等に引き渡したときは、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

なお、フロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。

4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- フロン類を回収した後、使用済自動車を都道府県知事または保健所設置市の市長の許可を受けた解体業者に引き渡す必要があります^{*3}。
- 使用済自動車を引き渡したときは、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

5 フロン類年次報告の実施

毎年度終了後 1ヶ月以内（4月末まで）に、事業所ごとに前年度の自動車メーカー等への引渡量、再利用量、保管量につき、電子マニフェストシステムにより年次報告を行う必要があります。

メモ

*1 自動車メーカー等への引渡量、再利用量、保管量は、フロン類年次報告のために各事業所において把握しておくことが必要です。

*2 引取基準に適合しない場合、引取拒否となり、フロン類回収料金が支払われないためご注意ください。

*3 引渡しのときは、解体自動車とりサイクル券等をあわせて引き渡してください。

2 | 作業時に注意すること

以下の事項に注意して、作業してください。

1

ボンベ・回収機の取扱い

以下の注意事項を守って頂かないと、回収機の故障やボンベが破損する場合があります。

回収機の取扱説明書を確認のうえ作業すること



『高压ガス保安法』で定める検査に合格したボンベを使用し、
検査期限切れボンベを使用しないこと

(2-11 ページ)



定期的に回収機のメンテナンスを行うこと

(2-10 ページ)



充てんするフロン類の名称を
明記すること

(2-3・2-13 ページ)



ボンベの刻印が判別できる
ようにしておくこと
(2-9 ページ)

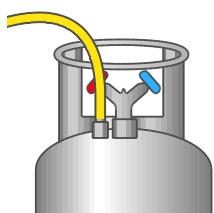


バルブ等からの漏れ、バルブの
ゆるみ・変形等がないことを常
に確認すること
(2-9・2-17 ページ)



過充てん防止機能を確認すること

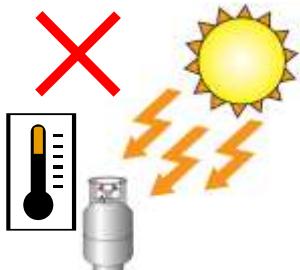
(2-8 ページ)



回収作業を行っていないときはバルブをしっかりと閉め、密封する
こと (2-17 ページ)



直射日光を避け 40°C以下の場所で作業・保管すること
(2-9 ページ)



上限重量を超えてボンベにフロン類を充てんしないこと
※過充てんボンベは写真のように破損する危険があります。
(2-7 ページ)



2

回収作業時

以下のルールを守って安全に作業してください。



回収基準に従うこと
(2-3 ページ)



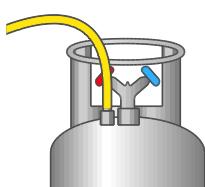
『高圧ガス保安法』で定める
「上限重量」を超えてボンベ
にフロン類を充てんしないこと
(2-7 ページ)



異なるフロン類種別を同ボン
ベに回収・充てんしないこと
(2-2・2-17 ページ)



異なる事業所コードのフロン
類を同ボンベに回収・充てん
しないこと



過充てん防止機能を使用す
ること
(2-8 ページ)



以下のフロン類は同ボンベに
回収・充てんしないこと
・使用済自動車（ELV）
・整備自動車または再利用



大気放出しないこと



移充てんをしないこと
(2-9 ページ)

3

ボンベ専用ケースの取扱い

ボンベ専用ケースは、自再協からの貸与品であり、指定引取場所へボンベを運搬するためのケースです。ボンベ専用ケースが不要になった場合は、自再協にご返却ください。



注意

ボンベ専用ケースは、本来の用途以外に使用しないでください。

ポイント

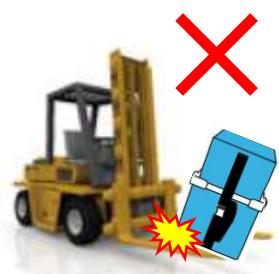
ボンベ専用ケースの破損等により使用できない物が多く見受けられます。

故意または本来の用途以外の使用による破損、紛失等は、ケースの実費を請求させていただくことがあります。

ひきずらないこと

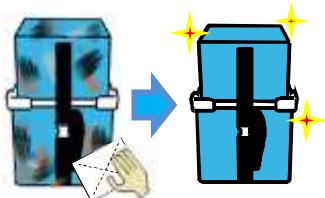


フォークリフト等でぶつけないこと



オイル等で汚さないこと

(汚れたら拭取ってから引渡す)



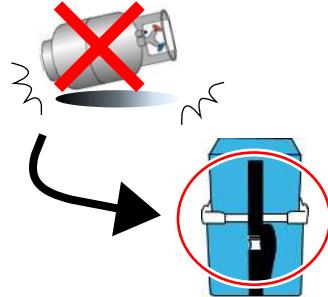
4

ボンベの引渡し・運搬時

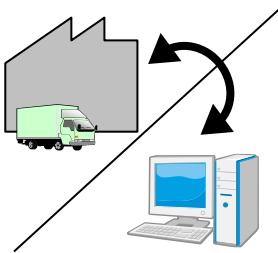
引取基準に従うこと (2-17 ページ)



運搬基準に従うこと (2-13 ページ)

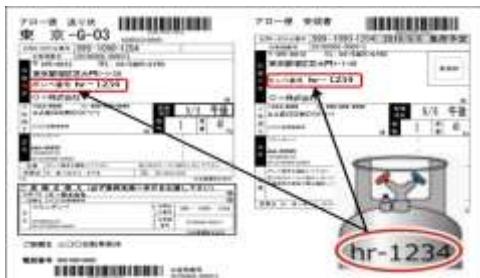


登録した事業所と同じ事業所でボンベを引き渡すこと

間違ったボンベを引き渡さないために、ボンベの引渡し・引取りのときには必ず立ち会うこと
(2-17・3-9 ページ)

引渡しのときは、ボンベと自動車フロン類引渡状（指定着払い方式の場合は専用伝票）に記載されたボンベ番号が正しいことを確認すること

(3-9 ページ)

ボンベを複数本引渡すときは、伝票と現物のボンベ番号を合わせること。
(3-9 ページ)

2章 回収作業に必要な基礎知識

	ページ
1 はじめに	2-2
2 対象となるフロン類	2-2
3 回収基準	2-3
1 対象ボンベのタイプ	2-3
2 回収量	2-4
3 過充てん	2-7
4 移充てん	2-9
5 ボンベの管理方法	2-9
6 回収機の管理方法	2-10
7 検査期限	2-11
4 運搬基準	2-13
1 フロン類の引渡しのための容器	2-13
2 フロン類の引渡し	2-14
3 指定引取場所	2-16
5 引取基準	2-17

1 | はじめに

フロン類を回収するときには、『**高圧ガス保安法**』の規定に従う必要があります。

- 法で定める上限重量を超えてボンベにフロン類を充てんしないこと。
- 法で定める検査に合格し、かつ充てんするフロン類の刻印があるボンベを使用すること。
- CFC（R12）、HFC（R134a）、その他のガスを同一ボンベ内に充てんしないこと。

メモ

その他の遵守すべき事項の詳細は、『**高圧ガス保安法**』を参照してください。

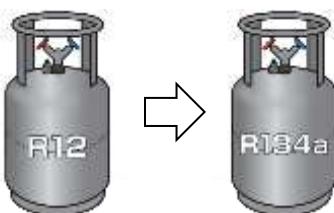
2 | 対象となるフロン類

回収対象となるカーエアコンに使用されているフロン類の種別は、CFCとHFCの2つに分類されます。

[フロン類]

総称	種別総称	代表的な種別
フロン類	CFC（クロロフルオロカーボン）	R12
	HFC（ハイドロフルオロカーボン）	R134a

[ボンベの刻印]

ボンベの刻印	ボンベの種類	充てんするフロンを変更する場合
FC1 FC2 FC3	CFC用	フロン類回収業者にて スプレー等で旧フロン名称を消し 新たに充てんする名称を表示してください。 (例) CFC用をHFC用に変更する
	HFC用	
		
R12またはCFC	CFC用	耐圧試験を行わなければ 変更する事はできません。
R134aまたはHFC	HFC用	ボンベ購入先または回収容器検査所（2-12ページ） にお問い合わせください。
記載無し		ボンベ購入先または回収容器検査所（2-12ページ）にお問い合わせください。

3 | 回収基準

フロン類を回収するときには、『自動車リサイクル法（法第十二条/施行規則第六条）』で定められている回収に関する基準に従って、フロン類を CFC と HFC に分けて所定のボンベに回収する必要があります。

ボンベには、白色の油性塗料等で「R12 用」、「R134a」用など、フロン類の名称を必ず明記してください。

POINT

フロン類の回収に関する基準

- ・ フロン類およびフロン類の回収方法について十分な知見を有するものが、フロン類の回収を自ら行い、またはフロン類の回収に立ち会うこと
- ・ 特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力の値が、一定時間を経過した後、以下のフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれの圧力以下になるよう吸引すること（=二度引き）

フロン類の充てん量	圧力
2kg 未満	0.1MPa 以下
2kg 以上	0.09MPa 以下

1

対象ボンベのタイプ



2

回収量

フロン類回収料金は、自動車メーカー等で設定している基準引取量以上のフロン類が回収された場合に規定の料金が支払われます。なお、基準引取量を下回った場合は、その量に比例して回収料金が減額されます。

『高圧ガス保安法』の回収基準に従った回収を行うため、以下の作業を実施してください。

作業の詳細については「3章 回収作業の手順」（3-1 ページ）をご確認ください。

メモ

基準引取量とは、回収基準を満たした適正な回収行為を確保するための基準です。

① 漏れ防止バルブの使用

フロン類を回収した後、車両やボンベから接続ホースを取り外すと回収したフロン類が漏れる可能性があります。ボンベの接続側および車両接続側にフロン類の漏れ防止バルブ（ストップバルブ^{*1}）を取り付けることをお勧めします。

② 二度引きの実施

エアコン内にオイルが残っている場合は、オイルに溶け込んだフロン類が気化しきれないまま残存しているため、最初に回収した後 10 分程度放置しオイルからフロン類が気化した後、回収機等のゲージ圧力が上昇したら、再度回収を実施してください。^{*2}

③ パージ（リフレッシュ）作業の実施

ボンベを交換するときは、回収機の内部に溜まったフロン類を全てボンベに移すこと（＝パージ作業）で、回収機からの漏れや CFC/HFC の混入を防止することができます。

1 日の作業が終わった後にパージを行っておくことも、夜間の回収機からの漏れを防止する有効な手段です。^{*3}

メモ

*1 ストップバルブとは、レバーを回転させてホース等からガスが漏れるのを防ぐ機能があるものをいいます。



*2 冬季の気温が低い時期やワンボックスカー等でなかなか回収しにくい場合には、事前に数分間エアコンを ON にした状態で暖機運転を行うことで回収しやすくなりますのでお試しください。

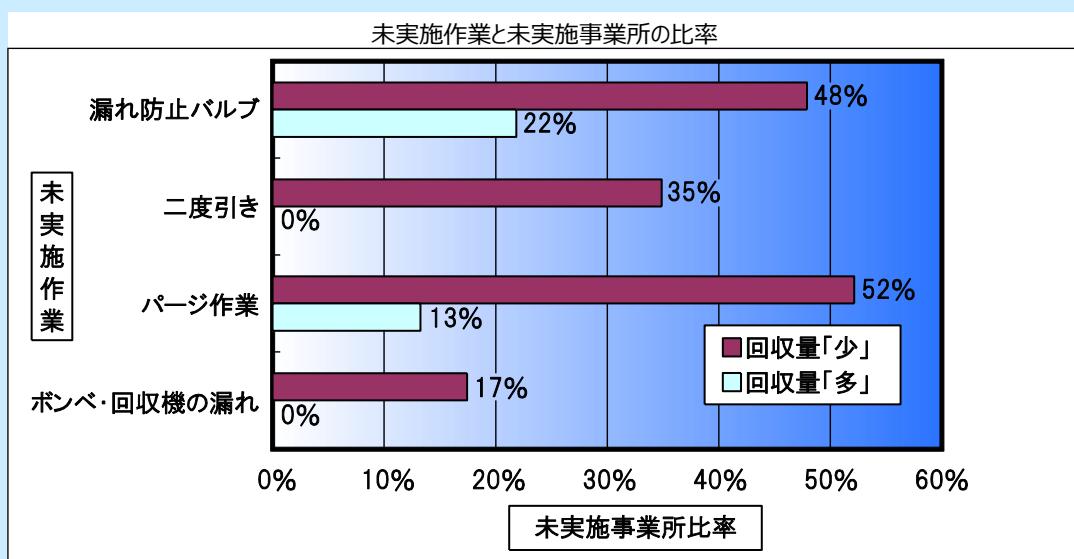
*3 パージ機能がない回収機を使用されている場合は、ストップバルブ等を使用してフロン類が大気中に放出されないように管理してください。

POINT

回収量についての調査結果（

06年8~9月）

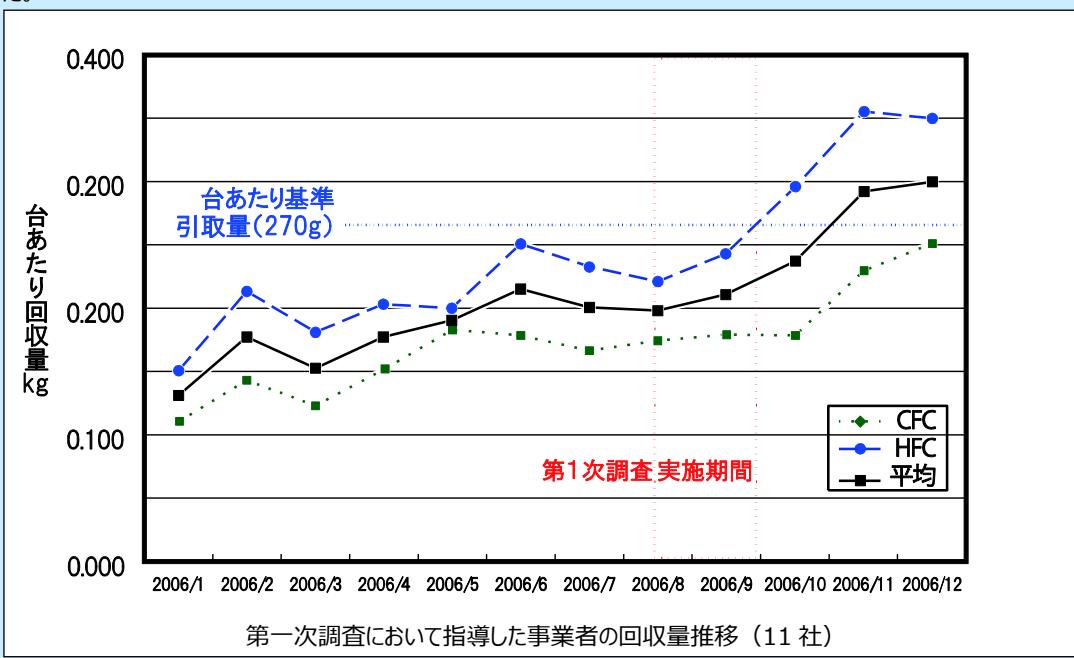
2006年8~9月に自再協が実施した調査によると、回収量が多い事業所と少ない事業所では、以下の作業に差違がありました。



[未実施・実施による影響]

作業内容	影響
漏れ防止バルブ	漏れ防止バルブを使用せずに車両・ボンベからホースをはずしたところ、ホース・回収機内に残留していたフロン類が大量に放出された（放出量は測定不能）。
二度引き	10分程度放置した上で二度引きを実施することで、ガス種にかかわらず、20~50gが回収できた。
ページ作業	ページ作業を実施することで、ホース・回収機内に残留していたフロン類が10~210g回収できた。
ボンベ・回収機の漏れ	回収機本体・ボンベ本体（主にバルブ部）からフロン類が徐々に漏れだしていた（放出量は測定不能）。

2006年8~9月調査時に回収量が少なかった事業者において、上記作業を徹底したところ、以下の通り1台あたりの回収量が改善しました。



3

過充てん



警告

フロン類が充てんされたボンベの内部は非常に高い圧力がかかっており、ボンベ上限重量を超えて過充てんされたボンベは、その圧力に耐えきれず破断する可能性があり大変危険です。また、破断によって飛散したフロン類が皮膚や目にかかると、やけどや失明に至ることがありますのでご注意ください。



ポイント

- ・『高圧ガス保安法』では、フロン類の種別ごとにボンベの内容積に応じて充てん量の上限が規定されています。上限を超えて充てんした場合（＝過充てん）、『高圧ガス保安法』違反として罰則（6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金）が科せられます。
- ・『高圧ガス保安法』では、過充てん防止機能を有する機器を使用することが規定されています。これらの機能を有する回収機を使用して、過充てん防止に努めてください。
- ・所有するボンベの上限重量を適切に管理・把握するため、「ボンベ管理表」（7-4 ページ）への記入をお勧めいたします。

① 過充てんの発生原因

- ・過充てん防止機能を有する回収機器を使用していない
- ・過充てん防止機能が正しく働いていない
例：ケーブル類（セーフティーケーブル）が正しく接続されていない
ボンベが傾いた状態で回収を行っている
- ・フロートセンサーの変形、破損、汚れによる動作不良（ボンベ内蔵式の場合）
- ・フロートセンサーの動作不良は「過充てん防止機能タイプ別動作確認方法」（2-8 ページ）の動作確認方法では確認できない場合があります。異常を感じた場合は、早急に検査所（「回収容器検査所一覧」2-12 ページ）に点検を依頼してください。

② ボンベ上限重量の確認方法

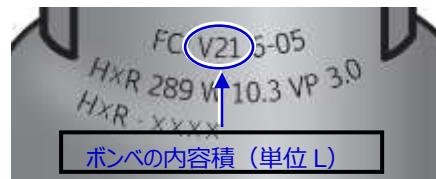
ボンベには内容積が表示されており、この内容積とフロン類の種別 [CFC (R12)・HFC (R134a)] による充てん定数に応じて上限重量が決まります。

- ・ボンベ上限重量 = ボンベ内容積 ÷ フロン類種別ごとの充てん定数

[フロン類種別ごとの充てん定数]

種別	充てん定数
CFC (R12)	0.86
HFC (R134a)	0.95

[ボンベの内容積の確認方法]



- ・ボンベの内容積の表示が V21 (21L ボンベ) と刻印されたボンベに HFC を充てんした場合の上限重量は以下の式になります。

$$V21 \text{ (L)} \div 0.95 = 22.1\text{kg}$$

- ・なお、この上限重量を便宜的に想定する方法として、ボンベに表示されている内容積 (L) を kg に置き換えて目安とすることもできます。

$$V21 \text{ (21L ボンベ)} \rightarrow 21\text{kg}$$

メモ

満タン重量について

満タン重量とは、ボンベ空重量と内容積の合計重量のことです。

ボンベ空重量が 12kg、内容積 (L) が 21 の場合、満タン重量は以下の式になります。

$$12\text{kg} + V21 \text{ (L)} = 33\text{kg}$$

POINT

あらかじめ満タン重量を算出しボンベに表記しておくと、回収のときに便利です。

③ 過充てん防止機能のタイプと動作確認方法

過充てん防止機能を有する回収機器を使用すると、充てん量が上限に近くになると自動的に回収作業が停止します。

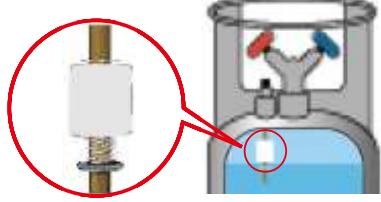
過充てん防止機能が正常に動作しないと過充てんにつながるため、必ず回収作業を始める前に動作チェックを行う必要があります。

POINT

- ・過充てん防止機能の故障時に備えて重量計での管理（「過充てんを防止する」[3-6 ページ](#)）も併せて実施することをお勧めいたします。
- ・過充てん防止機能が正確に動作しない場合は、機器メーカーに点検を依頼してください。
- ・動作確認の具体的な方法については回収機、計量器の取扱説明書を参照してください。

過充てん防止機能は、以下に紹介するものがあります。

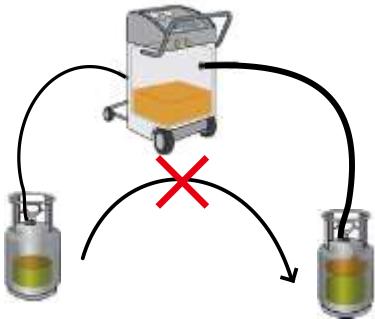
〔過充てん防止機能タイプ別動作確認方法〕

過充てん防止機能のタイプ	過充てん防止機能の動作確認方法
<p>ポンベ内蔵式</p>  <p>フロートセンサー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 空のボンベを正常な状態で接続し、電源を ON にして回収機の「満液ランプ」が消灯していることを確認する。 ボンベを逆さまにし、回収機の「満液ランプ」が点灯して回収が停止することを確認する。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>上記の動作が確認できない場合は、液面検知用のフロートセンサーの故障、あるいは回収機の故障が考えられる。</p>
<p>計量器内蔵式</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 空のボンベを計量器の上に置き、正しく接続した後、計量器の「0 点調整」または「回収容器設定」を行なう。 電源を ON にし、回収機の「満液ランプ」が消灯していることを確認する。 ボンベを手で押して重量を加え、「満液ランプ」が点灯して回収が停止することを確認する。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>上記の動作確認ができない場合は、計量器または回収機の故障あるいは設定ミスが考えられる。</p>
<p>計量器一体型回収機</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 空のボンベを正常な状態で接続し、電源を ON にして回収機の「満液ランプ」が消灯していることを確認する。 ボンベを手で押して重量を加え、「満液ランプ」が点灯して回収が停止することを確認する。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>上記の動作確認ができない場合は、回収機の故障あるいは設定ミスが考えられる。</p>

4

移充てん

移充てんは、しないこと。



5

ボンベの管理方法



注意

- 『高圧ガス保安法』では、充てんするガスの名称を表示することが義務付けられています。
- フロン類の漏れが発覚した場合は、至急管轄の自治体へご相談ください。
- 何台も連続して回収するとボンベが高温になることがあります。温度管理にご注意の上、回収作業を行ってください。

フロン類のボンベは、日常の取扱いや管理が重要です。

管理が不十分なボンベは、フロン類の漏れの原因や『高圧ガス保安法』違反になりますので、以下を必ず実施してください。

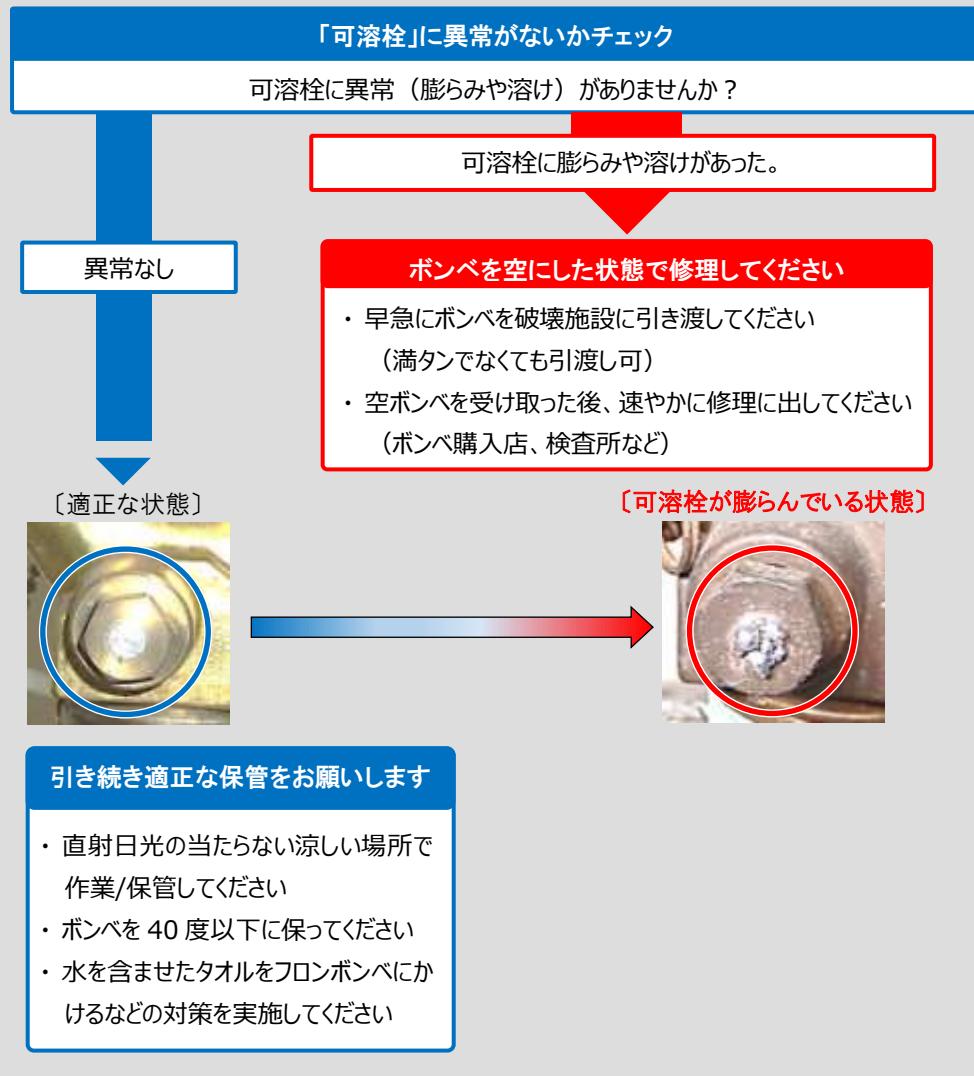
状態	管理方法	参照ページ
① バルブの確認	作業前にバルブのゆるみ・変形等がないことを確認してください。	2-17 ページ
② 可溶栓の確認	可溶栓に膨らみや溶けがないことを確認してください。	2-10 ページ
③ 常に刻印が読める状態に	日頃からボンベの汚れをこまめに落とし、検査期限等の刻印が判別できるようにしてください。	1-3 ページ
④ 充てんガス名称の明記	回収するガスの名称を明記し、異なるフロン種別を混入しないでください。	2-3 ページ 2-13 ページ
⑤ 適切な場所での保管	ボンベは直射日光の当たらない 40℃以下の場所に保管してください。	2-10 ページ
⑥ 検査期限の管理	検査期限内に必ず再検査してください。	2-11 ページ

メモ

可溶栓の確認方法

フロンボンベは、40°C以下に保つことが法律上規定されています。『可溶栓』にふくらみが見られる場合には内部圧力が上昇し、フロン類の漏れや、可溶栓飛び出しによる事故の原因となるため注意が必要です。

特に6月から9月の夏季はボンベの使用・保管環境が高温となり、可溶栓が溶けることによるフロンの漏れが増える時期のため、注意が必要です。



6

回収機の管理方法



回収機や付属品のメンテナンスを定期的に行ってください。

ホースのカプラは接続を繰り返すうちにシール部が摩耗し、フロン類が漏れてしまう可能性があります。

メモ

異常があった場合は、回収機を購入した販売店か回収機メーカーにお問い合わせください。

7

検査期限

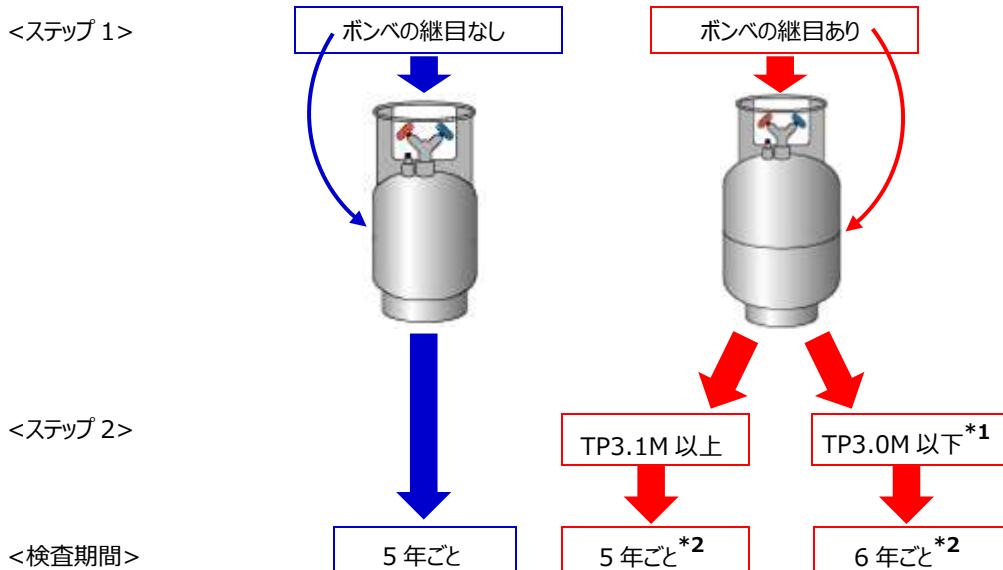


注意

検査期限が切れたボンベを使用することは漏れ・破損等の危険があり、そのまま使い続けることは『高圧ガス保安法』で禁止されています。

検査期限が迫ったボンベは、期限前に必ず再検査を行ってください。

① 検査期限の確認方法



*1 V25（25Lボンベ）以上の場合は、5年ごとです。

*2 製造から、20年以上経過した継ぎ目ありボンベの検査期限は2年ごとです。

耐圧試験圧力や検査期限は、ボンベ上部に刻印されています。

メモ

例) <耐圧試験圧力>

耐圧試験圧力 (Mpa)

3.0M

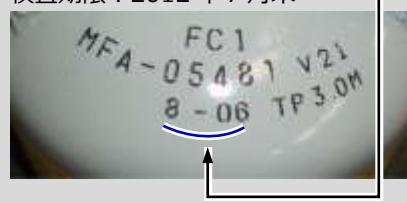


例) <検査期間>

製造年月または検査年月

製造年月：2006年8月

検査期限：2012年7月末



メモ

検査についてはボンベを購入された販売店やボンベメーカー、または次ページの検査所（2-12 ページ）へお問い合わせください。

(参考)回収容器検査所一覧

会社名	郵便番号	住所	電話番号
北海道工ア・ウォーター(株)	061-3241	北海道石狩市新港西3丁目750番地	0133-73-3790
(株)マルビシ高圧	989-6422	宮城県大崎市岩出山字重蔵87-3	0229-72-1570
(株)ワコー産業	339-0071	埼玉県さいたま市岩槻区相野原211-2	048-794-4500
大静高圧(株)	411-0945	静岡県駿東郡長泉町本宿291-1	055-986-5485
三保産業(株)滋賀営業所	520-3046	滋賀県栗東市大橋7-2-61	077-552-2413
三保産業(株)兵庫営業所	671-2515	兵庫県宍粟市山崎町五十波1064番地7	0790-63-0695
(株)九州エルピー	849-0111	佐賀県三養基郡みやき町白壁4305-2	0942-89-2344
沖縄フロン回収処理(株)	901-2134	沖縄県浦添市港川401	098-874-2521

※上記表中の住所は、実際に検査をする場所とは異なる場合があります。

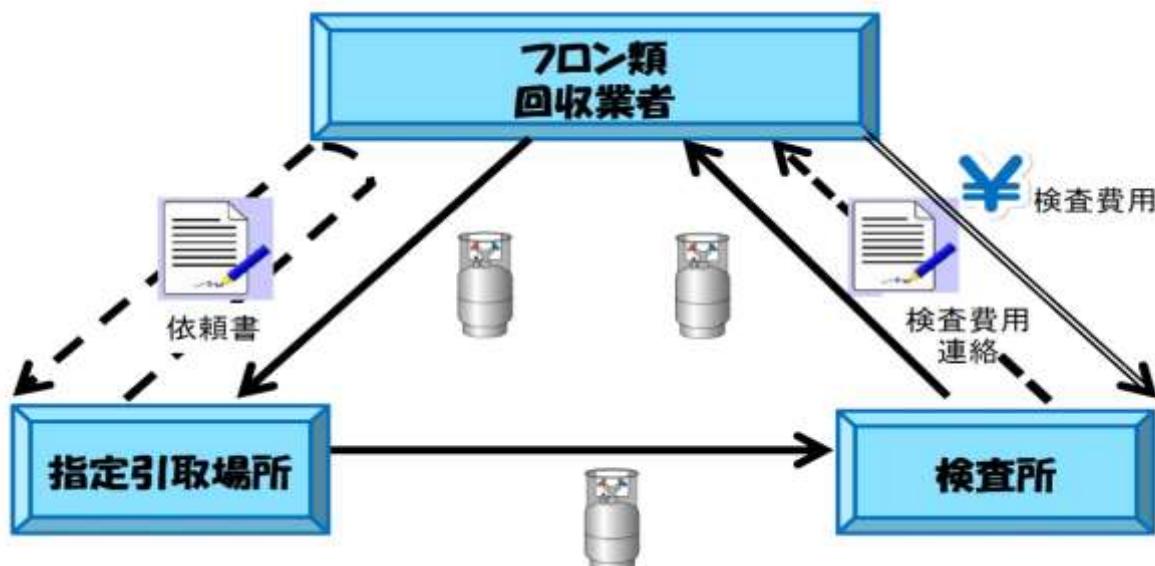
※費用等詳細は各検査所にお問い合わせください。

■ ポイント

再検査を受ける場合は、ボンベが満タンになっていなくても指定引取場所へ引渡してください。

②指定引取場所へ引渡後にボンベの検査期限切れが判明した場合

自再協独自の取り組みとして、指定引取場所から検査所への直送を実施しております。（検査所直送スキーム）
指定引取場所からのFax・電話連絡にてご確認ください。



■ メモ

検査にかかる諸費用は、回収業者皆さまのご負担となります。

自ら手配して検査を受けられる場合は、通常通り返却します。

4 | 運搬基準

フロン類を運搬するときには、『自動車リサイクル法（法第十三条/施行規則第七条）』で定められている運搬に関する基準に従って、フロン類を引渡し・運搬する必要があります。

POINT

フロン類の運搬に関する基準

- 回収したフロン類の移充てんを行わないこと
- 回収容器は、転落、転倒等による衝撃およびバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと

1

フロン類の引渡しのための容器

『高压ガス保安法』に適合した 30 リットル以下のボンベをご使用ください。

① ボンベおよびボンベ専用ケース

- ボンベには、白色の油性塗料等で「R12 用」「R134a 用」など、フロン類の名称を必ず明記してください。
- ボンベを指定着払い方式で引き渡すときは、ボンベ専用ケースへの梱包が必要です。専用ケースは無償貸与しますので、希望される場合は、自動車再資源化協力機構ホームページ（<https://jarp.org/>）よりお申し込みください。



ボンベ



ボンベ専用ケース

メモ

ボンベ専用ケースは、各社専用ではありません。

ボンベ引渡し時は別のケースで返却されますのでケースには事業者名やフロン類の種類等を記入しないようお願いいたします。

2

フロン類の引渡し



注意

引渡報告（センター報告）は、運搬業者にボンベを引渡してから速やかに行ってください。

回収したフロン類の引渡しのときは、「運搬基準」(2-13 ページ) および「引取基準」(2-17 ページ) に従ってフロン類を運搬する必要があります。

運搬方法には、運搬業者に委託し、指定引取場所に運搬する「指定着払い方式」と、フロン類回収業者にて指定引取場所に持ち込む「持ち込み方式」の 2 つがあります。

① 指定着払い方式を利用する場合

- 提携運搬会社に委託することで、大型ボンベ・専用パレットの指定引取場所までの運搬および返却が、効率的に行われます。
- 運搬費用は、提携運搬会社へ直接支払われるため、フロン類回収業者が運搬料金を支払う必要はありません。（フロン類回収業者への運搬料金の支払いはありません）
- ボンベサイズは、ボンベの刻印を現場で予め確認の上集荷依頼を行ってください。

ボンベ刻印（内容積）	ボンベのサイズ
V12 未満	10 kgボンベ
V12 以上～V15 未満	12 kgボンベ
V15 以上～V23 未満	20 kgボンベ
V23 以上～V30 以下	24 kgボンベ



- 集荷のときに専用伝票を持ってお伺いしますので、「自動車フロン類引渡状」は不要です。

電子マニフェストシステム（Web）での集荷依頼方法

電子マニフェストシステム「都度入力・引渡報告」画面上で集荷依頼を行ってください。

<集荷依頼方法>

① フロン類回収工程のメニュー選択画面で「1.5 都度入力」を選択。
 ①' バレットを発送拠点経由で発送する場合は、「1.9 荷姿変更」を選択。
 ② 引き渡すボンベの「集荷依頼」欄のチェックボックス(□)をクリックしてチェック(☒)。
 ③「集荷依頼のときの指定項目」欄で、集荷希望日、希望時間帯、ボンベ・バレットサイズを選択。
 ④『集荷依頼』ボタンをクリック。

※③ 「集荷依頼日」は3営業日から16営業日まで選択可能です。 土曜・日曜・祭日等は選択できません。

システムで指定した集荷希望日に添えない場合、集荷依頼後に運搬業者より日程調整の連絡が入ります。



注意

2025年1月から運搬業者が変更になります。

集荷依頼を出されてから実際の集荷日まで、従来よりも長くなりますので、お早めの集荷依頼にご協力ください。



集荷日

集荷依頼日の翌日から、おおよそ10日前後までが集荷予定期間（土日祝を除く）です。

※システムで指定した集荷希望日に添えない場合、集荷依頼後に運搬業者より日程調整の連絡が入ります。

集荷依頼日	実際の集荷予定期間					
	5日	10日	15日	20日	25日	30日
1日	依	←→	集			
5日	依	←→	集			
10日	依		←→	集		
15日	依			←→	集	
20日	依				←→	集



ポイント

集荷依頼時には、あらかじめ以下の内容が守られていることをご確認ください。

- ・フロン類充てんボンベのバルブ閉栓がされていること
- ・漏れ防止キャップの締め付けが行われていること
- ・ボンベ専用ケースへの確実な梱包がされていること

② 持ち込み方式を利用する場合

- 空のボンベは、フロン類回収業者自ら、またはフロン類回収業者が手配した運搬業者が指定引取場所で受け取ってください。
- 運搬料金は、フロン類回収業者に支払われるため、運搬委託する場合は、運搬業者へ運賃を支払う必要があります。
- 持ち込み方式を利用する場合、「自動車フロン類引渡状」の記入・添付が必要になります。
引渡状は、自再協 HP (<http://www.jarp.org/>) よりダウンロードしてください。



メモ

自動車リサイクルシステムへの登録申込時に「指定着払い方式」を選択していない事業者が着払い指定引取場所に送った場合には、指定引取場所で引取りを行わないか、フロン類回収料金から運搬料金分を減額することになります。

3

指定引取場所

フロン類の指定引取場所は、発送地の区分ごとに設置しております。

〔自動車フロン類 指定引取場所一覧〕

発送地	指定引取場所（兼 破壊施設）
北海道	早来工営（株）札幌工場 〒061-3242 北海道石狩市新港中央 3-750-6
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 栃木県 群馬県 新潟県	エコシステム秋田（株） 〒017-0005 秋田県大館市花岡町字堤沢 42
千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県	AGC（株）千葉工場 〒290-8566 千葉県市原市五井海岸 10
茨城県 埼玉県	三友プラントサービス（株）千葉工場 〒283-0833 千葉県東金市滝沢 631-1
富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県	上田石灰製造（株）昼飯工場 〒503-2216 岐阜県大垣市昼飯町 1290-1
三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	エコシステム山陽（株） 〒708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原 1125
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	サツマ酸素工業（株） 〒891-0115 鹿児島県鹿児島市東開町 3-42
沖縄県	沖縄フロン回収処理（株） 〒901-2134 沖縄県浦添市港川 401



ポイント

破壊が完了したボンベは、原則 15 日以内に引き渡していただいた事業所に返却します。

5 | 引取基準



注意

フロン類を指定引取場所に引き渡すときは、フロン類の適正かつ確実な引取りのために「引取基準」に適合する必要があります（『自動車リサイクル法（法第十三条／施行規則第七条）』）。

自動車メーカーは、回収・保管・運搬の各工程において安全を確保するとともに、フロン類の漏れを防止し、フロン類回収業者の利便性や社会的効率性を実現するため、以下のとおり引取基準を設定しています。

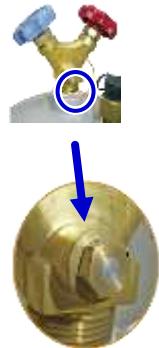
POINT

引取基準に定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として引取拒否となり、フロン類回収料金が支払われませんのでご注意ください。

基準の主な内容

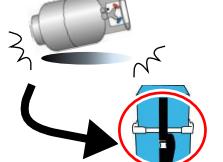
性 状

- 使用するボンベには、異なるガス種 [CFC (R12) /HFC (R134a)] を混入しないこと
- 再利用するために回収したフロン類と、自動車メーカー等に引き渡すフロン類を混入しないこと
- 整備時に回収したフロン類と、自動車メーカー等に引き渡すフロン類を混入しないこと

『高压ガス保安法』／安全確保				安全確保
検査期限	充てんガス種	適正ボンベ	可溶栓	
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 検査実施年月は刻印で確認できます。 07-11と刻印がある ↓ 2011年7月に検査実施 </div> <ul style="list-style-type: none"> ボンベが検査期限内であること 	 <ul style="list-style-type: none"> ボンベに表示された種別のフロン類を充てんすること 	 <ul style="list-style-type: none"> 『高压ガス保安法』の規定のボンベであること 	 <ul style="list-style-type: none"> 可溶栓が変形、漏出していないこと 	

荷 姿

- 保安上の観点から、自動車メーカー等が定める「ボンベ引渡時のガイドライン」に従って引き渡すこと
- 自動車フロン類引渡状が大型ボンベ・専用パレットごとに添付されていること（指定着払い方式は不要）

『高压ガス保安法』	安全確保		作業効率化
過充てん	バルブ不良・異常	専用ケース未梱包	その他
 <ul style="list-style-type: none"> 『高压ガス保安法』で定める「上限重量」を超えてボンベにフロン類を充てんしていないこと 	 <ul style="list-style-type: none"> バルブをしっかりと密封していること 漏れ防止キャップを装着していること 	 <ul style="list-style-type: none"> 専用の回収ケースに収納されていること 	 <ul style="list-style-type: none"> ボンベの引渡し・取り扱いのときに立ち会う等して、正しいボンベを引き渡すこと

引取方法

- 事前に申請された運搬方法でフロン類を指定引取場所に引き渡すこと
- 電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること

POINT

ボンベ引渡時のガイドライン

- ・『高圧ガス保安法』に適合した 30 リットル以下のボンベを使用すること
- ・ボンベを使用する場合は、『高圧ガス保安法』に定める検査期限内のボンベを使用すること
- ・ボンベの上限重量内でフロン類を充てんすること
- ・ボンベを指定引取場所に引き渡すときは、充てんされたフロン類が漏れないよう、以下の対策を講じた上で引き渡すこと

〔指定着払い方式で運搬する場合〕

- ・ボンベのバルブをしっかりと密封すること
- ・ボンベの充てん口に「漏れ防止キャップ」を装着すること
- ・自動車メーカー等が配布する運搬用専用ケースに確実に収納すること
- ・運搬業者との受渡時には必ず立ち会う等、間違ったボンベを渡さないこと

〔自社で運搬する場合〕

- ・フロン類が漏れることがないよう、上記〔指定着払い方式で運搬する場合〕に準ずる対策を講じること

対象ボンベのタイプ

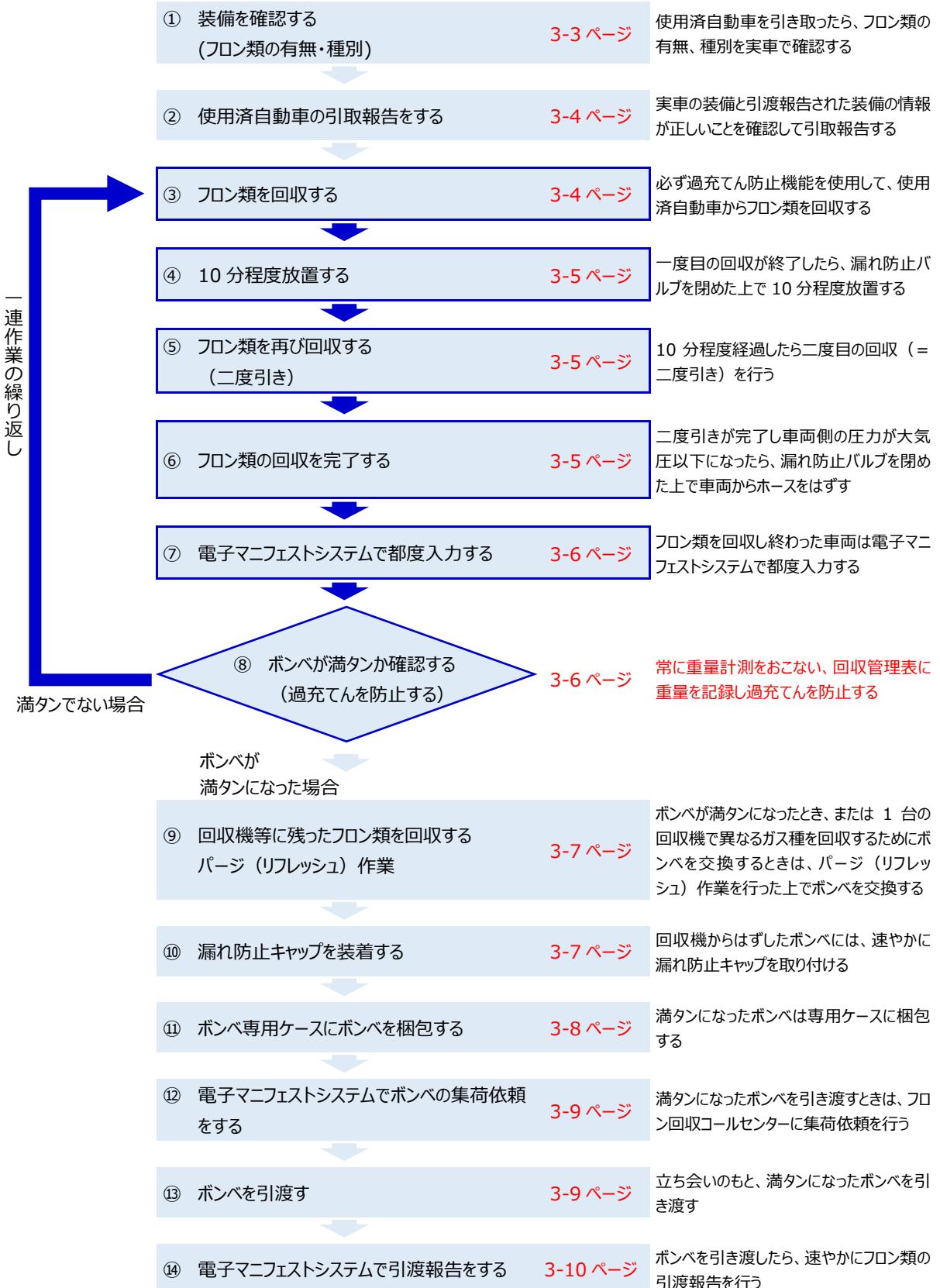


3章 回収作業の手順

	ページ
1 作業の流れ.....	3-2
2 フロン類回収の手順	3-3
3 引渡しの手順	3-9

1 | 作業の流れ

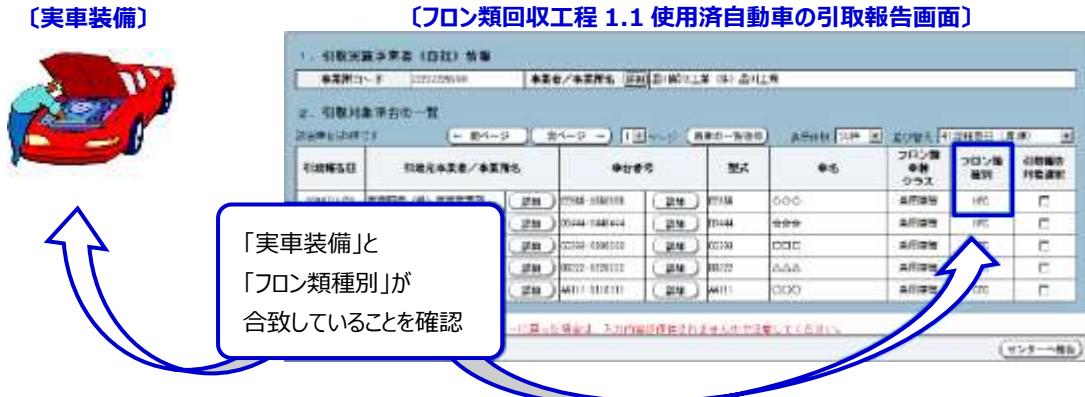
フロン類の回収業務は、以下の手順で実施してください。（指定着払い方式を利用した場合）



2 フロン類回収の手順

指定着払い方式を利用した場合

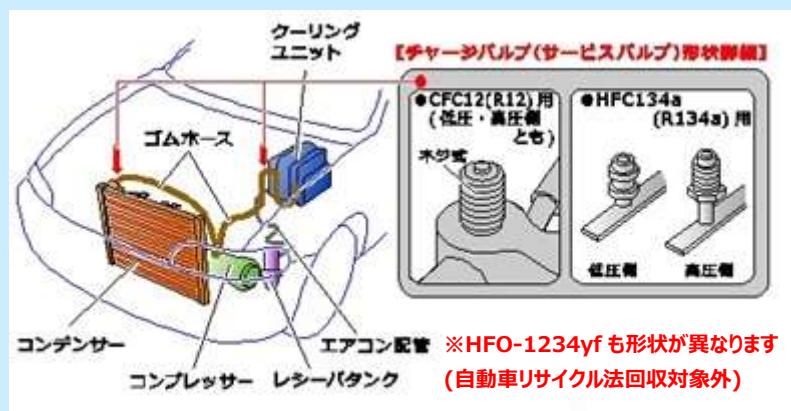
① 装備を確認する（フロン類の有無・種別）



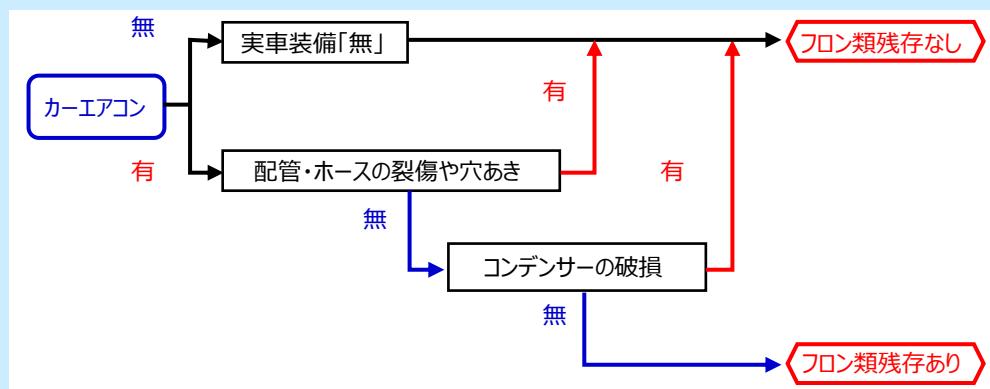
「実車装備」と「フロン類種別」が一致していないときは
引取業者に連絡し、装備またはフロン類種別の修正を依頼してください。

ポイント

- 引き取った使用済自動車が『フロン類回収工程』で確認できない場合は、『引取工程』でフロン類装備「無し」で引渡報告される可能性があります。この場合は、引取業者にご確認ください。
- フロン類残存の判断方法



- 事故等でフロン類の配管・ホースの裂傷や穴あき、コンデンサーの破損がなければ、フロン類装備「有」で引取報告!!



② ①に誤りがなければ使用済自動車の引取報告をする

[フロン類回収工程 1.1 使用済自動車の引取報告]

The screenshot shows a software interface for waste collection. At the top, there are tabs for '料金支払' (Payment), '料金支払済' (Paid), '料金未支払' (Unpaid), and '料金未支払済' (Unpaid Paid). Below these are two sections: '1. 利用登録申請者(自己)情報' (User Registration Information (Self)) and '2. 利用登録申請者の登録情報(登録情報登録用)' (Registration Information of the User (Registration Information Input)). A large blue box highlights the '1.1 引取報告' (Pickup Report) button. To its right, a speech bubble contains the instruction: '①に誤りがないことを確認してから引取報告をする' (Check for any errors before performing the pickup report).



③ フロン類を回収する

[過充てん防止機能を有する回収機器を使用して回収]



※過充てん防止機能の詳細については [2-8 ページ](#)をご確認ください。

メモ

～過充てん防止機能を有する回収機器の例～



ポンベ内蔵式



計量器内蔵式

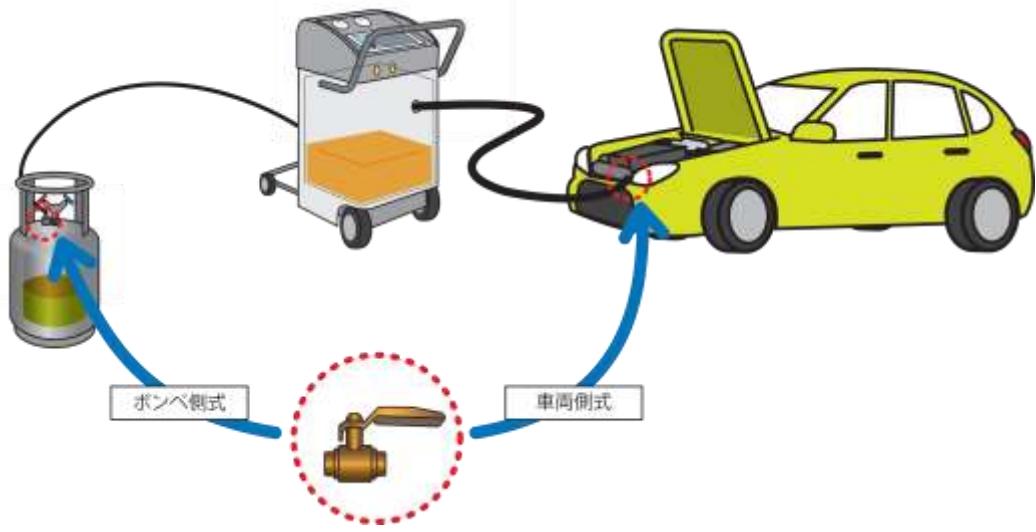


計量器一体型回収機

④ 10分程度放置する

〔漏れ防止バルブを閉めて待機〕

ホースや回収機に溜まったフロン類が漏れないよう、漏れ防止バルブをしっかり閉めて密封した上で放置



⑤ フロン類を再び回収する（二度引き）

〔回収機等のゲージ圧力が上昇したら再度回収〕



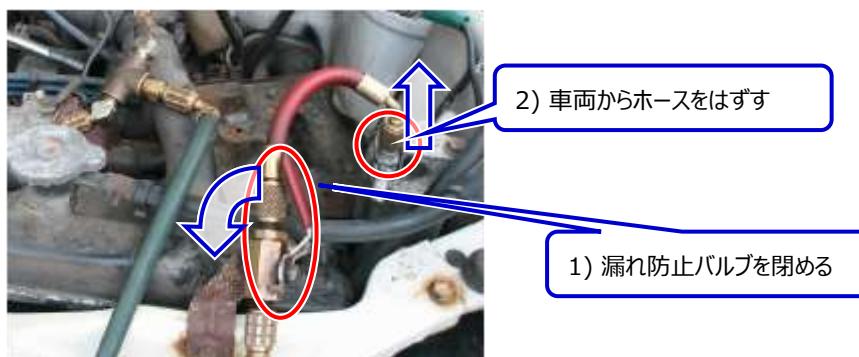
POINT

放置時間が短いと、オイルに溶け込んだフロン類が完全に気化しきれません。

必ず10分程度放置した上で二度引きを実施することで、20～50g程度回収できる可能性があります。

⑥ フロン類の回収を完了する

〔漏れ防止バルブをしっかり閉めた上で車両からホースをはずす〕



**⑦ 電子マニフェストシステムで都度入力する
〔フロン類回収工程 1.5 都度入力・引渡報告〕**

1. 電子マニフェストによる移動報告	
1.1	移動報告
1.2	引渡報告
1.3	引渡先地域区分の一覧
1.4	操作作成
1.5	都度入力・引渡報告
1.6	返却済
1.7	返却未済
1.8	操作作成
1.9	赤道内変更・引渡報告
1.10	フロン類再利用済確認
1.11	再利用済区分の一覧

1. 引渡実施事業者（会社）情報	
事業所コード	000000000001
事業者／事業種名	運送〇〇クタン供給事業者
取扱クラン管種別	CFC/NFC

全：引渡先確定済荷物の一覧

都度入力方法を確認して「運送」と「引渡報告」を選択して、「セレクト」ボタンをクリックしてください。

該当項目が表示されます。

最新の一覧表示

前件表示

次件表示

青色印

都度入力

（調達内容変更）

確定取扱

引渡報告対面選択

ボンベに充てられた面積

都度入力（調達内容変更）

小型

大型

計

詳細

OFF

ON

変更

セレクトへ報告

最終確定日 2000/06/10

フロン種種別 CFC / 調達作成日 2000/06/10 最終確定日 2000/06/10

引渡報告日	申告番号	型式	車名	フロン類 車種クラス	フロン類 種別	引渡報告 状況
2000/06/10	0000-1000	詳細	000	乗用車等	CFC	<input checked="" type="checkbox"/>
2000/06/10	0000-1000	詳細	000	乗用車等	CFC	<input type="checkbox"/>
2000/06/10	0000-1000	詳細	000	乗用車等	CFC	<input type="checkbox"/>

POINT

都度入力画面を印刷し、現場作業時のチェックシートとして活用すると、実績の管理を効率的に行うことができます。

⑧ 過充てんを防止する

〔回収管理表に重量を記録して過充てんを防止〕



フロンガス回収管理表						
ガスの種類		ポンベ番号		※ポンベ重量 + 可能充填量 引渡し時のポンベ重量 (41 kg) 以下		
No.	回収日	車台番号(全桁)	メーカー名・車名	二度引き (間隔15分)	ポンベ重量合計値 (00.00kg)	備考
1	4/1	AAA-123456	〇〇自動車	✓	23.2kg	
2	4/2	BBB-111222	△△自動車	✓	23.45kg	

POINT

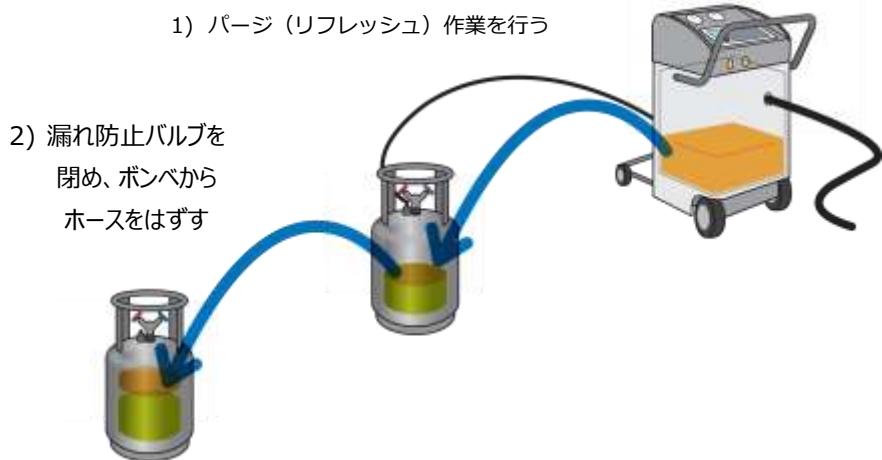
あらかじめ空ボンベの重量を測定し、その空重量とボンベ刻印の『V』以降の数値とを足した値を満タン重量としてボンベに表記しておきます。(2-7ページ)

毎朝始業時にボンベの重量を測定し常に重量計測をおこない、回収管理表に重量を記録して過充てんを防止に努めてください。

⑨ 回収機等に残ったフロン類を回収する（ページ（リフレッシュ）作業）

〔回収機やホース内に残ったフロン類をボンベへ充てん〕

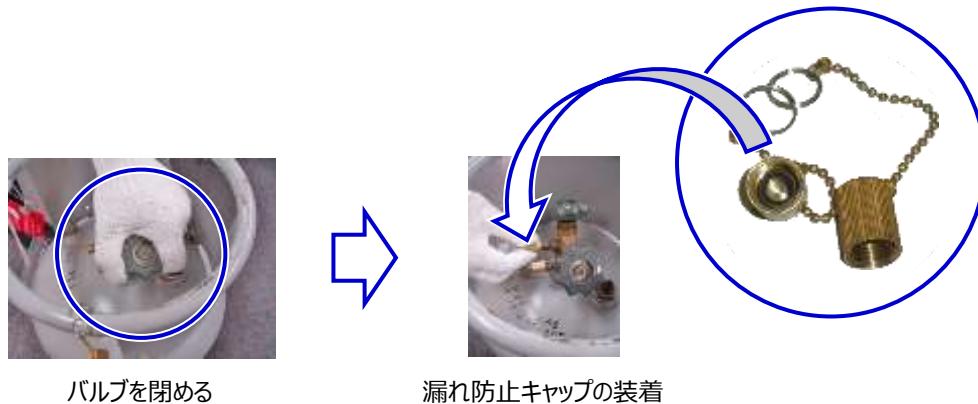
ホース内や回収機には 200g 程度のフロン類が溜まっていることがありますので、ボンベが満タンになったとき、または 1 台の回収機で異なるガス種を回収するためにボンベを交換するときは、ページ（リフレッシュ）作業を行った上でボンベを交換します。



⑩ 漏れ防止キャップを装着する

〔フロン類の大気放出防止対策〕

回収が完了し満タンになったボンベは、ボンベのバルブをしっかりと閉め、ボンベの充てん口に漏れ防止キャップを装着



⑪ ポンベ専用ケースに梱包する

注意

- ・大型ポンベを指定着払い方式で引き渡すときは、ポンベ専用ケースへの梱包が必要です。
- ・運搬時の転倒等によるフロン類の漏れを防止するため、以下作業を実施してください。
- ・ポンベのバルブをしっかりと閉め密封する
- ・ポンベの充てん口に漏れ防止キャップを装着する
- ・ポンベ専用ケースへ確実に梱包する

[確実な梱包]

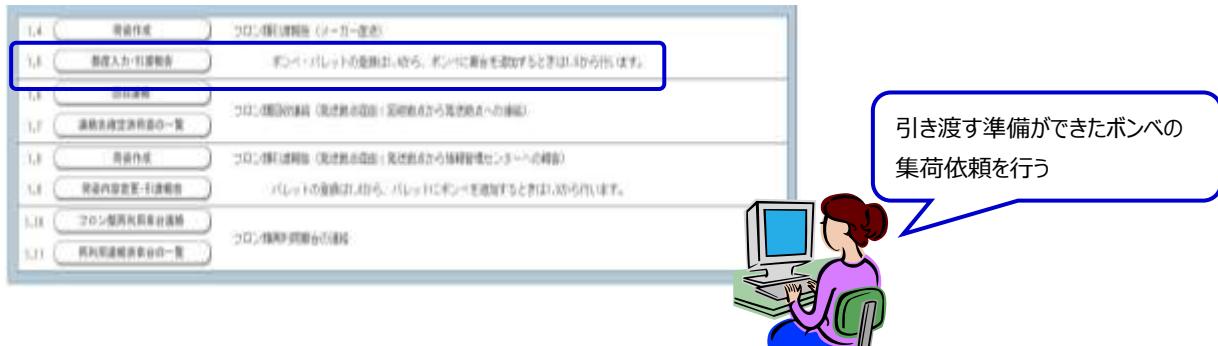
- 1) 満タンになったポンベを専用
ケースに収める → 2) 専用ケースの上部をかぶせ
バンドで固定する



3 | 引渡の手順

⑫ 電子マニフェストシステムで大型ボンベまたはパレットの集荷依頼をする

[フロン類回収工程 1.5 都度入力・引渡報告]



メモ

- 集荷依頼は、電子マニフェストシステム（Web）のみで行えます。
集荷依頼方法の詳細は [2-14 ページ](#)をご確認ください。

POINT

集荷依頼時には、あらかじめ以下の内容が守られていることをご確認ください。

- フロン類充てんボンベのバルブ閉栓がされていること
- 漏れ防止キャップの締め付けが行われていること
- ボンベ専用ケースへの確実な梱包がされていること

⑬ ボンベとパレットを引渡す

[指定引取場所への引渡し]

引渡しのときは必ず立ち会い、間違ったボンベを引き渡さないこと



**(14) 電子マニフェストシステムで引渡報告をする
〔1.5 都度入力・引渡報告で引渡報告を実施〕**

1. 電子マニフェストによる移動報告

1.1 未提出
未提出自動車の引渡報告

1.2 未提出
輸送業者ごとの所有台数等の引渡報告

1.3 引渡せぬ旨報告の一覧

1.4 商業登録
プロ・個人登録会員（メールアドレス）

1.5 輸送方法登録
ボンベパレットを操作してください。ボンベ中に報告を提出するときは、こちらを行います。

1.6 登録済み
プロ・個人登録会員（登録料金：登録料金から既存料金への差額）

1.7 1. 引渡先運送事業者（自社）情報

事業用コード：H000000000 | 事業者／事業用名：近畿〇〇フロンティア運送 | 取扱い品目登録 | ログイン

2. 引渡先確定済荷物の一覧
引渡し料金を支払う場合は、「支渡」ボタンをクリックしてください。
引渡せぬ場合は、「引渡せぬ」ボタンをクリックしてください。「セーブ&終了」ボタンをクリックしてください。

荷物登録日	引渡先事業者／事業用名	荷物ID	ボンベパレット番号	コロナ規制	ボンベに充填された荷物種別	搬入方法（荷物内荷物）	搬出取扱
2024/06/08	〇〇フロンティア運送会社	H00000000-X00000	0000X	PTD	■ 小型 ■ 大型 ■ 液体	荷物内荷物	搬出取扱

（メニューに戻る） （検索条件）

セーブ&終了

処理完了 (JP050000)

（メニューに戻る） ログアウト P 画面刷新 ヘルプ

情報管理センターへの報告が完了しました。

引渡せぬ場合は、メニューに戻るのボタンを押してください。
終了する場合は、ログアウトのボタンを押してください。

4章 料金の支払い

	ページ
1 フロン類の回収・運搬料金の支払い.....	4-2
1 フロン類の回収・運搬料金.....	4-2
2 フロン類の回収・運搬料金の支払い.....	4-3

1 フロン類の回収・運搬料金の支払い

1

フロン類の回収・運搬料金

- フロン類の回収と指定引取場所までの運搬に要する費用について、自動車メーカー等が定めるフロン類回収料金に基づき、フロン類回収業者にお支払いします。
- 以下のそれぞれの料金は、自動車メーカー等がホームページで公表しています（自再協のホームページ（<http://www.jarp.org>）から、各社のホームページへのリンクが活用できます）。

①フロン類の回収料金

- 自動車メーカー等が定める「自動車 1 台あたり」のフロン類回収料金をお支払いします。
- 回収料金はフロン類の引渡報告に基づきお支払いします。

メモ

乗用車 1 台あたりのフロン類基準引取量を上回った場合は、自動車メーカー等が定めるフロン類回収料金をお支払いします。基準引取量を下回った場合は、その量に比例して回収料金が減額されます。

なお、フロン類の回収作業を適正に行った結果、回収量が 0g だった場合は、作業費用として 320 円をお支払いします。

②フロン類の運搬料金

- フロン類の引き渡しのとき、「指定着払い方式」を利用する場合は、運搬料金は提携運搬会社に直接支払われるため、フロン類回収業者への支払いはございません。
- 「持ち込み方式」を利用する場合、運搬するボンベの規格ごとに「ボンベ 1 本あたり」の往復運賃をお支払いします。なお、この場合のフロン類の運搬料金は、回収料金とあわせてお支払いします。

③お支払方法

- フロン類の回収料金や運搬料金（往復）は、電子マニフェストシステムでのフロン類の引渡報告に基づきお支払いします。
- お支払額は、毎月 1 日から月末までに**指定引取場所で引取報告が行われた**フロン類で、翌月末日に自動車リサイクルシステム登録申込み時に登録されたご指定の口座にお振り込みします。
- 支払金額の明細およびフロン類の引取量については、事業者単位で「自動車フロン類引取量通知書 兼 料金支払明細書」を入金日までに自再協より送付いたします。

ポイント

「指定着払い方式」をご利用の場合は、運搬料金は提携運搬会社に直接支払われます。

2

フロン類の回収・運搬料金の支払い

自動車フロン類引取量通知書 兼 料金支払明細書

支払明細書番号 12345678901234 発行日 2005/02/21

自動車フロン類引取量通知書 兼 料金支払明細書

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。今回の支払内容をご連絡します。

印

① 通知対象期間 事業者名 コード △△解体工業株式会社 自走車フロン類回収ご担当者様 (カスタマーパーコード) ----- (DNP製造管理用コード欄) -----	② 支払予定期間 振込先 2005/02/28 会員登録名:○○銀行 口座名義人:△△解体工業株式会社 支店名:△△支店 普通口座 1234567
③ 支払額合計 ④ (内訳) フロン類回収料金 72,850円 フロン類運搬料金 0円 フロン類回収料金調整額 0円 フロン類運搬料金調整額 0円 合計額 72,850円 消費税 3,642円	⑤ (備考)
⑥ お知らせ	⑦ 回収実績 (料金支払先合計)

回収実績所数 (ヶ所) 1 施設実績所数 (ヶ所) 1 ポンベ・バレット総引取本数(本/個) 19,123 CFC引取量 (kg) 47 HFC引取量 (kg) 0 HFC引取台数 (台) 0

うち 異用車等 47 小型バス 0 小型バス 0 次頁に続く [9999/9999]

DNP製造管理番号など-----

① 通知対象期間

支払いの対象となる期間を記載しています。この期間に指定引取場所で引取報告が行われたフロン類が対象となります。

② 振込予定期日・振込先

振込予定期日、および自動車リサイクルシステム事業者情報登録申込み時に指定した振込先金融機関と口座情報などを記載しています。

③ 支払額合計

全事業所への支払い金額の総額（消費税込み）を記載しています。

④ 内訳

フロン類回収料金、フロン類運搬料金のそれぞれごとに、全事業所分の合計金額（消費税抜き）を記載しています。また、前月の支払金額に過不足があった場合には、調整額欄に記載します。

⑤ 備考

前月の支払金額に過不足があり、料金調整を行った場合は、備考欄にその理由などを記載します。

⑥ お知らせ

自再協からの連絡情報を記載します。

⑦ 回収実績 (料金支払先合計)

フロン類回収業者の事業所数、および全事業所で引き取られた量、車台数などの合計を記載しています。

支払明細書番号 012345678901234 支行日 2005/02/21

8 回収事業所別引取情報

● 回収事業所名: △△商工株式会社 新宿営業所
郵便番号: 105-0012 住所: 東京都新宿区新宿〇丁目〇番〇号 (コード: 012345678901)

ポンベ・パレット番号	種別	引取日	CFC引取量(kg)	CFC引取台数(台)	HFC引取量(kg)	HFC引取台数(台)	台あたり引取量(kg)	充填率(%)	回収料金支払額(円)	備考
H3R-01234	3	01/20	19.123	47	0	0	96.0	96.0	72,850	
うち										
乗用車等										
小型バス										
大型バス										
(事業所合計) 19.123 47 0 0 96.0 72,850										
うち										
乗用車等										
小型バス										
大型バス										

[備考の内容について]

● 回収事業所名: XXXX-XXXX 住所: -----1-----2-----3-----4-----5-----6-----7-----8-----9 (コード: XXXXXXXXXX)

郵便番号: XXXX-XXXX 住所: -----1-----2-----3-----4-----5-----6-----7-----8-----9

ポンベ・パレット番号	種別	引取日	CFC引取量(kg)	CFC引取台数(台)	HFC引取量(kg)	HFC引取台数(台)	台あたり引取量(kg)	充填率(%)	回収料金支払額(円)	備考
X										
うち										
(事業所合計)										
うち										

DNP製造管理番号など----- 次頁に続く [9999/9999]

8 回収事業所別引取情報

事業所別のポンベごとの引取実績を記載しています。複数事業所がある場合は、全ての事業所について同様の情報を記載します。「充填率」の欄は、ポンベの規定量に対する実際の引き取り量の割合を表示しています。

支払明細書番号 123456789012345 支行日 2005/02/21

回収事業所別引取情報(つづき)

[備考の内容について]

回収事業所別運搬情報

● 回収事業所名

ポンベ・パレット番号	種別	引取日	運搬料金額(円)
(事業所合計)			

● 回収事業所名

ポンベ・パレット番号	種別	引取日	運搬料金額(円)
(事業所合計)			

メーカー別処理実績

メーカー名	CFC引取量(kg)	CFC引取台数(台)	HFC引取量(kg)	HFC引取台数(台)
○○○○○○○○自動車株式会社	6.000	15	0.000	0
うち	乗用車等	15	0	0
	小型バス	0	0	0
	大型バス	0	0	0
△△△△△△△△自動車株式会社	10.000	25	0.000	0
うち	乗用車等	25	0	0
	小型バス	0	0	0
	大型バス	0	0	0
自動車リサイクル促進センター(指定再資源化機関)	3.12	7	0.00	0
うち	乗用車等	7	0	0
	小型バス	0	0	0
	大型バス	0	0	0
19.123 0.00				
以上 [9999/9999]				

DNP製造管理番号など-----

9 メーカー別処理実績

自動車メーカー別のフロン類の引取りの実績を記載しています。

5章 その他の手続き

	ページ
1 フロン類の再利用	5-2
1 フロン類の再利用連絡	5-2
2 フロン類の再利用連絡の手順	5-2
2 フロン類の年次報告	5-3
1 フロン類の年次報告について	5-3
2 フロン類の年次報告の手順	5-5
3 事業者登録情報の変更・削除	5-6
1 フロン類回収工程の事業者の場合の基本フロー	5-6
4 ボンベ専用ケース	5-8
1 ボンベでフロン類を引渡す事業者	5-8
5 自動車フロン類引渡状	5-9
1 自動車フロン類引渡状について	5-9
2 自動車フロン類引渡状入れ	5-9

1 | フロン類の再利用

1

フロン類の再利用連絡

回収したフロン類を再利用する場合は、電子マニフェストシステムで「フロン類再利用車台連絡」を行う必要があります。フロン類を再利用用ボンベに充てんした都度、すみやかに「1.10 フロン類再利用車台の連絡」を行ってください。



ポイント

フロン類を再利用する場合は、フロン類を再利用用ボンベに充てんした年度で「フロン類再利用車台の連絡」を行ってください。

2

フロン類の再利用連絡の手順

[1.10 フロン類再利用車台の連絡]

引取報告日	車台番号	型式	機名	フロン類 専用クラス	報告年度	再利用 対象登録
2014/11/28	4401-412123	詳細	001	△△△	2014	<input type="checkbox"/>
2014/11/28	0001-123456	詳細	△△△	△△△	2014	<input type="checkbox"/>
2014/11/28	0231-123456	詳細	△△△	△△△	2014	<input type="checkbox"/>
2014/11/28	0044-123456	詳細	△△△	△△△	2014	<input type="checkbox"/>
2014/11/28	0055-123456	詳細	△△△	△△△	2014	<input type="checkbox"/>
2014/11/28	0066-123456	詳細	△△△	△△△	2014	<input type="checkbox"/>
2014/11/28	0077-123456	詳細	△△△	△△△	2014	<input type="checkbox"/>
2014/11/28	0088-123456	詳細	△△△	△△△	2014	<input type="checkbox"/>

① 再利用する車台の「再利用対象選択」欄をチェック
 ② フロン類を再利用した年度「報告年度」欄より選択
 ※通常は現在の年度をデフォルト表示しています。
 ③ 「確定」をクリックします。



メモ

詳細は「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル フロン類回収工程編」を参照してください。

2 | フロン類の年次報告

1

フロン類の年次報告について

回収したフロン類を自動車メーカー等に引き渡す場合は、電子マニフェストシステムで「フロン類年次報告」を行う必要があります。事務所ごとの前年度の実績を毎年度終了後、1ヵ月以内（4月末まで）に行ってください。



メモ

毎年4月末までに事業所ごとの年次報告が行われない場合は、情報管理センターから各自治体等に報告されます。



ポイント

フロン類年次報告に必要な項目

- 1) 自動車メーカー等への引渡量^{*1}
 - ・前年度に自動車メーカー等に引き渡したフロン類の種別（CFC（R12）/HFC（R134a））ごとの量
- 2) 再利用量^{*2}
 - ・前年度に再利用した台数およびフロン類の種別（CFC（R12）/HFC（R134a））ごとの量
- 3) 保管量^{*3}
 - 前年度3月末日に保管していたフロン類の種別（CFC（R12）/HFC（R134a））ごとの量



メモ

*1 自動車メーカー等における引取量が、電子マニフェストシステムの画面上で自動的に計算・表示されるため、これを参考に入力してください。

*2 「フロン類再利用車台の連絡」により、フロン類を再利用した車台番号および台数は、システム上で記録されていますが、再利用量については、各事業所において記録しておく必要があります。

*3 保管量は、各事業所において記録しておく必要があります。

- フロン類の年次報告を行う前に、報告対象年度の移動報告実施状況（%表示）を確認し、報告状況が低い場合には、再利用連絡で連絡もれがあった可能性が考えられますので、必要に応じて再利用車台連絡を行うようにしてください。報告期間中（4月末まで）は修正可能です。
- 報告がされていない場合、報告が実施されるまで、メニュー画面上に「フロン類年次報告を忘れずに報告してください」と赤字で警告表示されます。
- 報告期限（4月末まで）内に報告がなかった場合は、情報管理センターから自治体等へ報告されます。なお、前年度に回収実績がなかった場合でも報告が必要となります。

 ポイント

年次報告のために、フロン類回収実績日次管理台帳^{*1}に「kg 単位」で記録しておくことをお勧めします。

詳細は、「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト） 詳細マニュアル フロン類回収工程編」を参照してください。

年次報告の対象業者

前年度（4月～翌年3月）		自治体登録（当年度4月1日時点）		○：報告 必須 ×：報告不要
回収実績	保管	有（実業）	無（廃業）	
有	有	○	○	
	無	○	○	
無	有	○	×	
	無	○	×	

*1 フロン類回収台帳サンプル

フロン類回収台帳		
ポンベ番号	上限重量 kg	フロン種別 HFC・CFC
No.	車台番号	回収後のポンベ重量
1		
2		
3		
4		
5		
6		

2

フロン類の年次報告の手順

[3.1 フロン類年次報告]

① 報告対象年度の選択

The screenshot shows the 'Report Selection' screen for Front-end Recovery Work (JPRS2601). It includes a message about reporting front-end recovery work for the previous year, a company information section, and a table for selecting the reporting period. A blue box highlights the 'Select' button in the table.

Report Period	Period	Select
Previous Year	January	<input type="checkbox"/>
Previous Year	February	<input type="checkbox"/>

① 報告対象年度を確認し、「選択」ボタンをクリックします。



報告対象年度は、前年度および前々年度が表示されます。前々年度分が未報告の場合、はじめに前々年度分の報告がなされないと前年度分の報告はできません。

② フロン類年次報告

事業所ごとの前年度の実績を情報管理センターへ報告

The screenshot shows the 'Front-end Recovery Work Report' screen for Information Management Center (JPRS2601). It displays a summary table for 2008, followed by four detailed tables for 2008 (1. 对象期間, 2. 報告事業者情報, 3. 自動車メーカー等に引き渡した量, 4. 自ら再利用した量) and one table for 2007 (5. 前年度3月31日現在で保管していた量). Blue boxes highlight the '計算' (Calculate) button in each table and the 'センターへ報告' (Report to Center) button at the bottom right.

- ① 前年度に自動車メーカー等（指定引取場所）に引き渡したフロン類の種別ごとの量を入力し「計算」をクリックし、合計値を表示します。
- ② 前年度に再利用した台数およびフロン類の種別ごとの量を入力し「計算」をクリックし、合計値を表示します。
- ③ 前年度3月末日に保管していたフロン類の種別ごとの量を入力し、「計算」をクリックし、合計値を表示します。
- ④ 「センターへ報告」をクリックします。



詳細は、「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト） 詳細マニュアル フロン類回収工程」を参照してください。

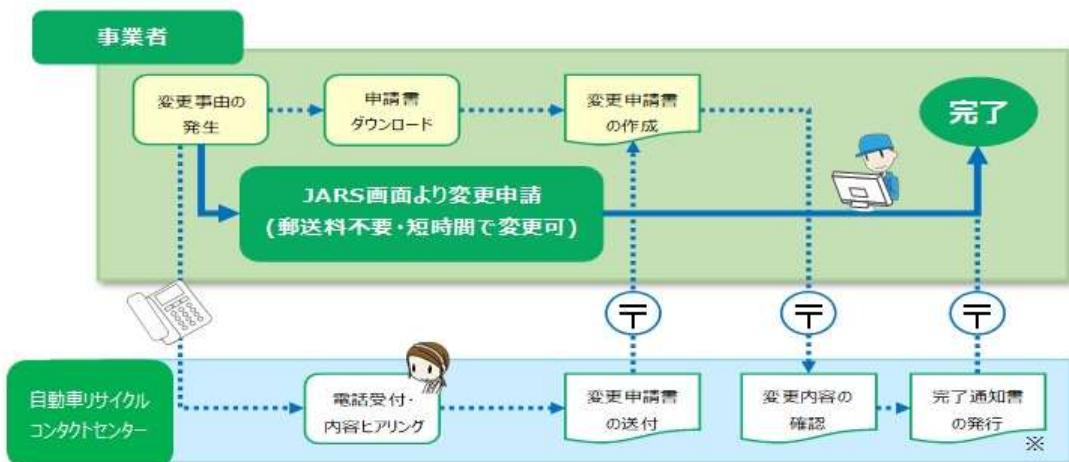
3 | 事業者登録情報の変更・削除

事業者（事業所）情報に変更が生じた場合は、自治体および自動車リサイクルセンターにて変更手続きを行ってください。変更されていない状態で事業を継続されると、フロン類の回収・運搬料金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。

POINT

- ・事業所等の閉鎖等による「削除」の場合も同様に手続きしてください。
- ・一部の登録情報については WEB 上での変更が可能です。詳細は下記 HP をご覧ください。
自動車リサイクルシステム TOP ページ > 02.フロン類回収業者 > 各種申請書書式 > 【引取・フロン類回収・解体・破碎業者の方】事業者登録情報の確認・変更について
- ・下記の手続きとは別に、自治体への変更届出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

1 フロン類回収工程の事業者の場合の基本フロー



POINT

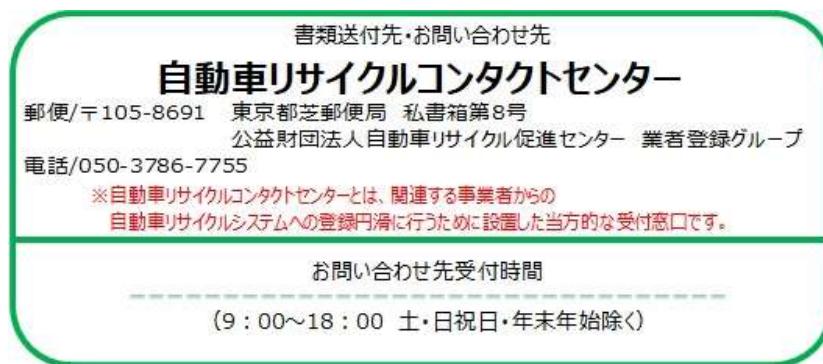
WEB で変更できる登録情報

- ・事業者電話番号、FAX 番号
- ・事業者の担当部署名、担当者名、住所、電話番号、FAX 番号
- ・業者情報公開可否
- ・事業所電話番号
- ・事業所担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号、FAX 番号

POINT

郵送で変更できる登録情報

- ・事業者に関する内容（事業者名・代表者名・所在地・電話番号・FAX番号）を変更する場合
- ・事業者の担当部署に関する内容（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）を変更する場合
- ・事業所に関する内容（事業所名・所在地・電話番号）を変更する場合
- ・事業所の担当部署に関する内容（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号・e-mail）を変更する場合
- ・システム登録完了通知書・支払明細書の送付先を変更する場合
- ・自動車リサイクルシステムに登録している金融機関口座を変更する場合
- ・フロン類の運搬方法を変更する場合
- ・自治体に登録されている取扱いフロン類種別（CFC（R12）、HFC（R134a）または両方）を変更する場合
- ・ボンベ種類（大型・1リットル・両方）を変更する場合
- ・事業所分類（発送拠点・回収拠点・メーカー直送のみの拠点）を変更する場合
- ・事業所の主たる業務（新車販売・中古車販売・自動車整備・中古部品販売・ELV解体/粉碎等）を変更する場合



4 | ボンベ専用ケース

1

ボンベでフロン類を引渡す事業者



5 | 自動車フロン類引渡状

1

自動車フロン類引渡状について

- 持ち込み方式を利用し、フロン類回収業者自ら、またはフロン類回収業者が手配した運搬業者がボンベを指定引取場所に運搬する場合、以下の「自動車フロン類引渡状」の記入・添付が必要になります。
- 指定着払い方式を利用する場合、自動車フロン類引渡状は不要です。



ポイント

引渡状は、自再協 HP よりダウンロードしてください

<http://www.jarp.org/>



2

自動車フロン類引渡状入れ

- ボンベの取手部分に「自動車フロン類引渡状入れ」をセットし、両端を付属のバンドで固定してください。
- バンドでの固定が難しいボンベの場合は、ガムテープ等を利用してしっかりと固定してください。



ポイント

「自動車フロン類引渡状入れ」をご希望の場合は、自再協までご連絡ください

TEL: 03-5405-6150

6章 よくあるお問合せ

	ページ
1 電子マニフェストシステム	6-2
2 ボンベについて	6-3
3 集荷・返却	6-4
4 廃業について	6-5



電子マニフェストシステム

Q1

(ポンベ引渡前・引渡後)

フロン類を回収した車台とポンベの紐付けがわからなくなつた。

A1

ポンベ本数と紐付けがわからない台数・ポンベ番号・フロン種別及び発生状況をわかる範囲で確認した上で、管轄の自治体にご相談ください。

Q2

(ポンベ引渡後)

回収したフロン（車台）の紐付けを忘れて引渡報告をしてしまつた。

①電子マニフェストシステム上の修正が**可能な場合**

(指定引取場所が引取報告した日の翌月の4日以前の場合)

→修正が必要な荷姿情報（荷姿IDもしくはポンベ番号と引渡報告日）をわかる範囲でご確認の上、自再協にご連絡ください。

TEL : 03-5405-6150（自動車再資源化協力機構 代表）

A2

②電子マニフェスト上の修正が**不可能な場合**

(指定引取場所が引取報告した日の翌月の5日以降の場合)

→紐付/引渡報告し忘れた台数、紐付ける/引渡報告するべきだった荷姿の情報（荷姿IDもしくはポンベ番号と引渡報告日）、紐付/引渡報告を忘れた理由をわかる範囲でご確認の上、管轄の自治体にご相談ください。

Q3

指定引取場所で引取報告されているため移動報告の修正ができない。

A3

荷姿の情報（荷姿IDもしくはポンベ番号と引渡報告日）と修正する理由をわかる範囲でご確認の上、自再協にご連絡ください。

TEL : 03-5405-6150（自動車再資源化協力機構 代表）

Q4

荷姿を作成したいが「処理中」となってしまい作成できない。

A4

同じポンベ・パレット番号で複数の荷姿作成をすることはできません。

引渡報告未実施のポンベ・パレット番号に同じ番号がないかご確認ください。

2

ボンベについて

Q5

再検査期限間近のためボンベの検査を行いたいが、回収したフロンが入っている。

A5

ボンベの検査は、空の状態で行うため、満タンになっていなくても指定引取場所に引渡してください。

指定引取場所より満タンになっていないと指摘を受けた場合は、ボンベの再検査の為である旨をお伝えください。

なお、検査の詳細内容については、ボンベの購入先または回収容器検査所にお問合せください。 (2-12 ページ)

Q6

ボンベはどこで購入すればよいか。

A6

回収機に合ったボンベをご使用いただく必要がありますので、回収機の購入先、または下記 HP よりご確認ください。

日本冷凍空調工業会 TOP ページ> 関連製品> フロン回収機> 冷媒回収機委員会参加会社一覧

Q7

ボンベ番号はボンベのどこに刻印されているか。

A7

ボンベの上部にアルファベットと数字の組み合わせで刻印されています。 (2-11 ページ・7-5 ページ)

3**集荷・返却****Q8****集荷依頼をしたが集荷に来ない。**

①電子マニフェストシステム（Web）で集荷依頼した場合

→集荷依頼日の翌日から、おおよそ10日前後までが集荷予定期間となりますので、運搬業者による集荷をお待ちください。

なお、集荷予定期間を過ぎても運搬業者からの連絡がない場合には、自再協にお問合せください。

A8

TEL：03-5405-6150（自動車再資源化協力機構 代表）

②TEL・FAXで集荷依頼した場合

→2025年1月より、集荷依頼は電子マニフェストシステム（Web）のみの受付となりました。

改めて、電子マニフェストシステム（Web）で集荷依頼を実施ください。

Q9**ボンベを集荷に出した場合、何日後に返却されるのか。**

原則15日以内に返却されます。

A9

15日を超えても返却されない場合は、状況を確認いたしますので、ボンベ番号・ボンベ発送日をご確認の上、自再協にお問合せください。

TEL：03-5405-6150（自動車再資源化協力機構 代表）

Q10**リサイクルシステムの登録住所以外の場所へ集荷に来て欲しい。**

リサイクルシステムの登録住所以外の場所へ集荷にお伺いすることは、出来兼ねます。

なお、登録している事業者（事業所）住所に変更が生じた場合は、自動車リサイクルコンタクトセンターにて変更手続きを行ってください。

A10

TEL：050-3786-7755（自動車リサイクルコンタクトセンター）

なお変更手続きが完了するまでに日数を要しますが、変更前住所へ集荷にお伺いしないよう、変更手続きが完了してから、電子マニフェストシステム（Web）で集荷依頼を実施ください。

4**廃業について**

Q11 廃業する（した）が、回収したフロンが入ったポンベがある。

A11 フロン類が入ったポンベは、満タンになっていなくても指定引取場所に引渡してください。

なお、指定引取場所に引渡したらすみやかに電子マニフェストシステムで引渡報告を行ってください。

Q12 ポンベ専用ケースが不要になった。

ポンベ専用ケースは、自再協にご一報の上ご返却ください。

なお、送料は、事業者様にてご負担いただきますようお願いいたします。

A12 〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16F

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

フロン・エアバッグ事業部 施設管理グループ 宛

TEL: 03-5405-6150

Q13 廃業する（した）ため、ポンベを処分したい。

空のポンベは、同業者に譲渡するか、またはポンベ購入先に処分方法をご確認ください。

なお、フロン類が入ったポンベは、空の状態になってから処分してください。

ポンベ購入先が不明の場合には、下記 HP よりご確認ください。

[日本冷凍空調工業会 TOP ページ > 関連製品 > フロン回収機 > 冷媒回収機委員会参加会社一覧](#)

7章 各種用紙・参考冊子

	ページ
漏れ防止キャップ 発注について	7-2
ボンベ専用ケース 発注について	7-3
ボンベ管理表	7-4
〔参考 1.〕ボンベの刻印の確認方法	7-5
〔参考 2.〕過去に発刊したフロン類に関する冊子	7-5
フロンガス回収管理表	7-6

漏れ防止キャップ 発注について

ボンベを発送する際は、必ず漏れ防止キャップを装着してください。お持ちではない、または、不足されている場合は初回に限り無償提供いたしますので自動車再資源化協力機構ホームページよりお申し込みください。

※2025年1月よりFAXでの申し込みは廃止になりました。

ボンベ専用ケース 発注について

「ボンベ専用ケース」を希望される場合は、自動車再資源化協力機構ホームページよりお申し込みください。

※2025年1月よりFAXでの申し込みは廃止になりました。

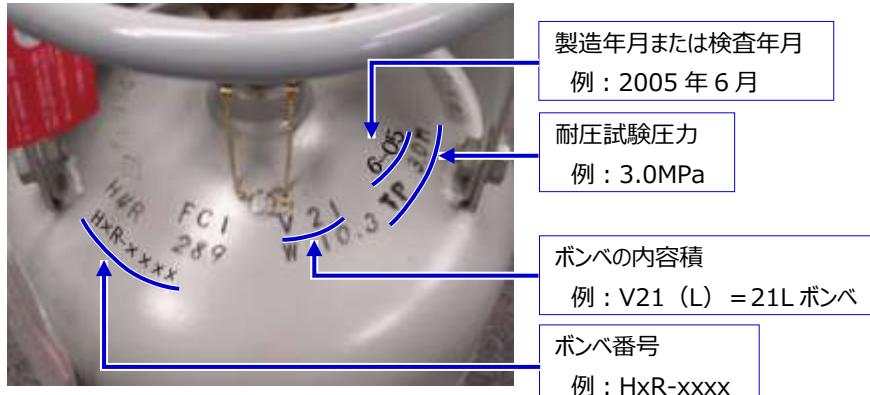
ポンベ管理表

No	①ポンベ番号	②フロン類種別	③ポンベ空重量 (kg)	④ポンベ内容積 (リットルV○○)	⑤満タン重量 (kg)	⑥検査期限
例	NRI3-1234	HFC	13.5	21	34.5	2010年1月
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

各項目の説明

- ①ポンベ番号： ポンベ固有の番号。大型ポンベに刻印されています。
- ②フロン類種別： 充てんするフロン類の種別を記入してください。
- ③ポンベ空重量： ポンベが空の状態で測定し、その重量を記入してください。
- ④ポンベ内容積： ポンベの中の容積。「V○○」とポンベに刻印されていますのでその数値を記入してください。
- ⑤満タン重量： ポンベ空重量と内容積の合計重量を記入してください。
- ⑥検査期限： 検査を受けた年月がポンベに刻印されています。次回の検査年月を記入し管理してください。

[参考 1.]ボンベの刻印の確認方法



[参考 2.]過去に発刊したフロン類に関する冊子（自動車リサイクルシステム関連）



移動報告（電子マニフェスト） 詳細マニュアル
フロン類回収工程編

自動車リサイクルシステム HP より入手可能
<http://www.jars.gr.jp/>

フロンガス回収管理表

フロンガス回収管理表						
ガスの種類 (HFC ・ CFC)		ポンベ番号 ()		※ポンベ重量 + 可能充填量 引渡し時のポンベ重量 (kg) 以下		
No.	回収日	車台番号（全桁）		メーカー名・車名	二度引き (間隔 15 分)	ポンベ重量合計値 (00.00 kg)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

**自動車リサイクルシステムに関する
お問い合わせ先**

**自動車リサイクルシステムコンタクトセンター
(コールセンター) 050-3786-7755**